

JICA 関係者限定資料

ブータン

任国情報

1997年

JICA LIBRARY



31140415 [9]

国際協力事業団

国際協力総合研修所

JICA
C102
20
11C
BRARY

はしがき

この任国情報は国際協力のために赴任される専門家およびJICA役職員等に、任国での生活上必要な事項についての情報を提供するものです。

本書の刊行にあたっては当該国に派遣中の専門家等、JICA関係者の皆様より多大な御協力を得ました。また、外務省、在外公館、その他関係機関の御好意により、貴重な資料の一部を利用させていただきました。

今後も本書の内容を一層充実させ、常に新しい情報の提供に努めたいと考えております。

本書が国際協力の分野で活躍される方々の参考となれば幸いです。

なお、本書に記載された内容は、当該国に派遣中の専門家等、JICA関係者の皆様の執筆を中心にまとめたものであり、国際協力事業団の意見を代表するものではないことを付記いたします。

平成10年2月
国際協力事業団
国際協力総合研修所長



1140415 (9)

目次

I 概況	i
II 生活事情	1
1. 食生活	1
2. 衣料	3
3. 住宅	5
4. 医療	7
5. 教育	10
6. 家庭の使用人	12
7. 交通事情	13
8. 通信	15
9. マスコミ	16
10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ	17
11. その他のサービス	21
12. 観光	22
13. 治安、緊急時の心得	24
14. 出入国手続および帰国手続	25
15. 私財の輸送、引き取り、購入	27
16. 社交	29
17. 任国官公庁	30
18. 在外日本関係機関など	31
19. 地方都市	32

I 概況

表-1：ブータン概況

正式国名	(和文) ブータン王国 (英文) Kingdom of Bhutan
独立年月日	1907年12月7日
旧宗主国名	1947年 英国の保護領からインドの保護領になる
政 体	君主制 (国王親政)
元首の名称	ジグメ・シンゲ・ワンチュク国王 (1972年7月即位)
位置・面積	北緯 26度43分~28度 東経 88度45分~92度 47千平方キロメートル (注1)
首 都	ティンプー(Thimphu)
総人口	675千人 (1994年) (注1)
民族等	ブータン人 (チベット系人種) 60% ネパール人 25% アッサム系先住民等 15%
公用語	ゾンカ語
宗 教	仏教 (大乘仏教) (国教)、ヒンズー教
暦	<日本との時差> -3時間 <祝祭日> (1997年) (注2) 11月11日 ジグメ・シンゲ・ワンチュク国王の誕生日 12月17日 ナショナルデー/デュセラ

出所 (注1) World Development Report 1996 The World Bank

(注2) The Europa World Yearbook 1996 Europa Publications

(1) 国土の概要

世界の屋根といわれる大ヒマラヤ山脈は、西はカシミールから東はビルマ高原まで、全長約 2,500 キロメートルにおよぶ大山脈である。ブータン王国はその東の端に近い南斜面にある。北は、中国（チベット自治区）、南はインドに接しており、国土面積約 4 万 7 千平方キロメートル（世銀資料、1995）は、日本の九州とほぼ同じ大きさである。国土は東西に長く（東西約 306 キロメートル、南北約 145 キロメートル）、北に 7,000 メートルを越える高峰がそびえ、南下するにしたがって地勢は低くなっている。南部は海拔 300 メートル前後でドワールと呼ばれる亜熱帯性ジャングルが約 300 キロメートルにわたって東西にのびている。国土の約 60% が森林である。

(参考文献)

【世界各国要覧 7 訂版】 1993 東京書籍
World Development Report 1995 The World Bank

(2) 気候

気候は、北部が山岳性、中部が内陸性、南部が亜熱帯性である。南部丘陵地帯は南西モンスーンを受けて降水量が多く、南斜面はびっしり埋まった照葉樹林帯を形成している。ティンブー、パロでは、季節は雨季（6～9月）と乾季（10～5月）に大きく分けられる。

暑い 5～6 月は、日中の気温は 30℃ を超えるが、7～9 月は雨のためさほど気温はあがらない。乾季に入ると朝夕涼しく、特に 12～4 月の午後は冷たい強風が吹き、朝方はマイナス 5℃ 位まで気温が下がる。降雪はひと冬で 3～4 回しかなく、一日の気温差が大きく日中の気温が 15℃ 位まで上がるため、積もらない。

(参考文献)

【任国情報 ブータン】 1992 国際協力事業団
【世界各国要覧 7 訂版】 1993 東京書籍

(3) 人口

人口は約 675 千人（世銀資料、1996）であり、首都ティンブーの人口は 2.7 万人（90 年 7 月現在推定、Europa Publications 資料、1993）である。人口は主に、中央部（海拔 1,000～3,000 メートル）のブラマプトラ川の多数の支流が作り出した溪谷沿いに集中している。

(参考文献)

【世界各国要覧 7 訂版】 1993 東京書籍
The Europa World Yearbook 1993 Europa Publications
World Development Report 1996 The World Bank

(4) 略史

表-2：ブータン略史

年	出来事
9世紀	北方からこの地域に到着したチベット人がヒマラヤの先住民と融合した。
16世紀	トンサのベンロップによって世襲の王制が確立、初代国王はダルマ・ラジェ。
1774年	東インド会社がブータンと条約を締結。
1865年	シンチュラ条約（英国との講和条約）締結。
1907年	現王朝の初代国王が選ばれ、世襲の国王親政が確立し、宗教上の教主と世俗の支配者の2元体制が終わった。
1910年	内政不干渉と引き換えに、外交権をイギリスに委譲し、保護領となる。
1947年	インドの独立に伴い、インドがブータンを英国より受継ぐ。
1949年	インド独立(1947)に伴い、ブータンの内政はブータンが行い外交はインド政府の勧告に基づいて行うことになった。
1952年	第3代ワンチュク国王即位。
1953年	国民議会開設。しかし国王親政のため憲法・政党はない。
1956年	農奴制の廃止と土地改革が行われた。
1962年	コロombo・プラン加盟。
1964年	国家主権論者であったジグメ・ドルジ首相が暗殺され、その後任命された首相による宮廷革命の企てが発覚したため、首相職は廃止されている。
1968年	前国王がブータン王国史上初めての内閣（国王を大臣が直接補佐）を任命。
1969年	万国郵便連合加盟。
1971年	国連に加盟。
1972年	近代化の父といわれた前国王急死、ワンチュク現国王（第4代）が即位。
1973年	非同盟諸国会議参加。
1974年	ヒマラヤ山脈東端の秘境で、外国人観光客の受け入れを開始した。
1983年	外国人の登山を解禁した。自然保護や独自の文化・伝統の保持に配慮しながらも、カルカッタへの空路を開設し、近代化を進める。
1985年	南アジア地域協力連合（SAARC）に加盟。
1986年	日本との外交関係樹立。
1989年	国王によりドリグラム・ナムザ（伝統と文化の復興）という法律が全国民に対して施行された。
1990年	バハレーンと外交関係樹立。 ドリグラム・ナムザに対してネパール系住民が反発、政府機関などへの襲撃、テロが多発。
1991年	国王「民族対立による危機が克服できないなら退位」を表明。
1993年	1989年に逮捕した反政府派リーダーに終身刑。

出所 【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会
 【アジア要覧】 1992 外務省
 【世界年鑑】 1993 共同通信社
 【世界各国要覧 7訂版】 1993 東京書籍
 【最新世界現勢 1995】 1995 平凡社

(5) 民族等

人口の60%はドルクパ(竜の民)と呼ばれるチベット系人種であり、ネパール人は全人口の25%を構成し、主として南ブータン(アモ・チュウ川以西の山麓)に住んでいる。残る15%はアッサム人と系統を同じくする先住民(ケン、クルティ及びメンバ族)で、インド東北近境地域に接する地帯に居住している。

(参考文献)

【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会

(6) 言語

言語は、チベット語に近いゾンカ語、ブムタンカ語、ケンカ語、シャーチョッカ語、そしてネパール語の5種類に大別することができる。ブータンの公用語はゾンカ語である。ゾンカ語は西ブータン、ブムタンカ語とケンカ語は中央ブータン、シャーチョッカ語は東ブータンを中心として使われ、南ブータンでは、ネパール語が普及している。文字はネパール文字とチベット文字を使用している。

(参考文献)

【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会

(7) 宗教

国教は8世紀に伝えられた仏教(大乘)でラマ教が最も普及しているが、南部にはヒンズー教徒も多い。

(参考文献)

【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会

(8) 文化

文化、風俗及び儀式等にはラマ教(大乘仏教の流れ)の影響が濃厚である。伝統芸術や美術も宗教色が強く、絵画や彫刻はすべて仏への帰依を表現している。またラマ教は一般民衆の生活にも強い影響を与えていて、寄進や法要などを通じて功德を積むことがブータン人の人生の目的となっている。無数の寺院や僧院があり、文化財の保存に熱心である。

(参考文献)

A History of Bhutan 1991 Department of Education

【アジア要覧】 1992 外務省

【国際情報大辞典】 1992 学習研究社

(9) マス・メディア

1) 新聞

週刊新聞 KUENSEL が、英語、ゾンカ語及びネパール語で発行されている。ロイター通信社と独占的な情報の交換契約を結んでおり、発行部数は、英語 8,200 部、ゾンカ語 3,000 部、ネパール語 670 部である (数値は Europa Publications 資料、1995)。

(参考文献)

「ブータンと日本－「秘境」を越えて」【地理】 vol.38, No.10 1993 古今書院
The Europa World Yearbook 1995 Europa Publications

2) 放送

ラジオは、ブータン放送局 (BBS) があり、週 30 時間、短波でゾンカ語、英語、ネパール語でローカル・ニュースのほか教育番組を放送している。FMの番組も 1987 年に開始され、毎日番組を流している (ティンプーのみ受信できる)。

テレビ局は未設置であるが、バングラデシュ及びインドからの放送がプンツォリンでは受信できる。1987 年のラジオ受信機の登録数は 2 万 2,000 台、85 年のテレビ受信機は 200 台であった。また 89 年末にはティンプーに衛星回線地上局が完成している (以上数値は東南アジア調査会資料、1992)。

(参考文献)

【アジア要覧】 1992 外務省
【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会
Bhutan Development Cooperation Report 1989 UNDP
The Europa World Yearbook 1992 Europa Publications
The Europa World Yearbook 1993 Europa Publications
The Europa World Yearbook 1995 Europa Publications

表-3：経済指標 [ブータン]

主要経済指標の		(1992)	(1993)	(1994)
推移	GDP (百万ニュルタム) (注1)	6,353.6	7,120.9	N.A.
	一人当たりGNP (ドル) (注2)	180	N.A.*1	400
	実質GDP成長率 (%)	N.A.	N.A.	5.0
	消費者物価上昇率 (%)	12.7	N.A.	10.0
	失業率 (%) (注3)		記載なし	
	貿易収支 (百万ドル)		記載なし	
	輸出額(fob)		記載なし	
	輸入額(fob) (注1)		記載なし	
	主要輸出入相手国 (注4)		輸出 (1990年) インド (89.6%) 輸入 (1990年) インド (83.4%)	
	経常収支 (百万ドル) (注1)		記載なし	
	対外債務残高 (百万ドル) (注5)	83.6	85.0	87.4
	債務返済比率 (%) (注5)	6.9	N.A.	N.A.
外貨準備高 (百万ドル) (注2)	78	記載なし	記載なし	
通貨	通貨単位：ニュルタム (Ngultrum) 1ドル = 35.89ニュルタム			
(1997年 1月)	(インド・ルピーと等価。インド・ルピーも流通)			
会計年度	7月1日～6月30日			

(注) *1：低所得として推定(695ドル以下)。

出所 (注1) International Financial Statistics Yearbook 1995 IMF

(注2) World Development Report 1994-1996 The World Bank

(注3) Year Book of Labour Statistics 1995 ILO

(注4) 『世界各国要覧 8訂版』 1995 東京書籍

(注5) World Debt Tables 1996 1996 The World Bank

(注6) 『各通貨の為替相場一覧表』 1996 東京三菱銀行

II 生活事情

1. 食生活

1-1 食料

(1) 一般事情

米が主食であり、当国特有の赤米、インド米、日本米を購入することができる。日本米は首都の限られた商店や日本米の産地でしか扱っていないが、不足することはない。野菜や果物は季節により輸入品や露地物が出回る。価格の高騰や極端な不足はないが、野菜市場は週末にしかオープンしないため、平日に商店で購入できる野菜は品揃えが限られる。肉や魚はインドからの物が多く、夏期や、道路封鎖があった場合は鮮度が落ちることがある。首都においては鶏肉や卵は1年中入手可能である。

地方での生鮮食料品の入手は非常に困難で、特に肉類はなかなか入手できず、卵が不定期に入手できる程度である。ただし、南部のプンツォリンでは肉や野菜も首都と遜色無く購入することが可能である。

(2) 主な食料の出回り状況

米……容易に入手できるが、日本米は首都の限られた商店と日本米の産地のみである。

パン……首都には5、6軒のパン屋があり、食パン・菓子パン・ケーキの購入も可能である。地方でも、首都から運べる地域などにはパン屋があるが、品数は少ない。

肉類（鶏肉・卵）……首都では年中購入可能だが、インドからの卵には古い物もあるので注意が必要である。また、牛肉と豚肉は季節的な変動と病気等の関係で購入が困難なこともある。

野菜……週末の市場で一週間分をまとめ買いするのが普通である。平日はジャガイモ・たまねぎ・とうがらしは商店での購入が可能である。

乳製品……料理用のチーズは野菜市場で購入が可能だが、その他の乳製品は品切れや衛生状態が思わしくない等の問題がある。

果物……季節にもよるが、インドからの輸入品がある。また、夏から秋にかけては露地物がある。品質はあまり良くないが、みかん・リンゴ・マンゴー・パイナップル等が購入可能である。

魚類……市場で乾燥した物を購入できるが、日本人の嗜好には向かない物が多く、缶詰のツナが一般的である。また、肉屋でもインドからの川魚が購入できるが、味および鮮度に問題がある。希に、冷凍魚やエビも輸入されるが、冬季に限られ、入荷量も少ないことから入手は困難である。

調味料……塩・砂糖・こしょう・しょうが・ニンニク等はいつでも入手可能だが、日本製の醤油は免税店でしか扱っておらず、価格も高く品切れのことが多い。

食用油……商店でいつでも購入可能だが、オリーブオイルのような特別な物は免税店でたまに出回る程度である。

酒類……インド製のビール、国産のウイスキー・ブランデー・ラムはいつでも購入可能である。免税店では外国のビールやウイスキー・ワインなども買うことができる。ただし、免税店では外国人はドルでなければ購入できない。その他、国産やインド製のジュース、ミネラルウォーター、炭酸飲料等があり、コーラやペプシも販売されている。

(3) 食料の入手

醤油以外の日本食品はない。スーパーマーケットや宅配もない。

1-2 食器、調理器具など

(1) 食器、調理器具などの入手

品質にこだわらなければ、殆どの食器や調理器具の購入が可能である。ただし、日本特有の食器や調理器具はない。

(2) 日本から持参した方がよい食器・調理器具など

はし（プラスチック製の中華ばしはある）、茶わん（陶器のおわん状の物はある）、包丁（質が悪ければある）、まな板（木製はない）、下ろし金・すり鉢など。

1-3 外食

(1) 飲食店

日本料理店、中華料理店等の専門店はなく、外食はホテルのレストランを利用する事が多い。外国人がよく利用するホテルは首都に数軒あり、ブータン料理、インド料理、中華料理等を食することができる。

ホテルのレストランは混雑することも少なく、予約の必要はない。また、チップの習慣もない。

(2) その他の飲食店

アルコール類を飲むのは、ホテルのバーやレストランが一般的である。ローカルのバーもあるが、外国人は殆ど利用していない。

2. 衣料

2-1 衣料

(1) 一般事情

首都およびその近郊では、季節は雨季（6～9月）と乾季（10～5月）に分けられる。5～6月は暑く、日中の気温は30℃を超えるが、湿度がそれほど高くないので、それほど暑いとは感じない。7～9月は雨が多く、気温はあまり上昇しない。

乾季に入ると朝夕涼しくなる。特に12～4月は午後にはきまって冷たい強風に見舞われ、朝方はマイナス5℃くらいにまで下がる。ひと冬で3～4回降雪するが、日中の温度が15℃くらいまで上がるため、その日のうちに溶けてしまうことが多い。1日の温度差が大きいのも特徴である。

夏場は、半袖シャツまたは薄手の長袖シャツに夏用ズボン、冬場は、セーター、コート、ダウンジャケットも必要となる。当地では品数が少ないので、日本から持参した方がよい。

スリッパ・スポーツシューズは当地でも購入が可能である。また、ジーンズも普及してきており、品質やデザインにこだわらなければ購入は可能である。

南部地域で標高の低いところは、かなり暑く湿度も高いので夏用の服装が必要であるが、短パン・ミニスカート・ノースリーブ等の着用は、当地の習慣上好ましくない。

(2) 日本から持参した方がよい衣料

仕事中はブータンの伝統的な衣装（ゴ、キラ）、また、男性ならばスーツを着用するのが一般的である。したがって、男性用スーツ（夏・冬用、合服）、女性用、子供用、乳児用の衣類はひとつお持ち持参した方がよい。

冬の寒さに備え、手袋、厚手のセーター、ダウンジャケット、子供には毛糸の帽子、厚手の靴下などが必要である。パジャマも夏用と冬用があるとよい。

紳士・婦人靴は持参した方がよい。山歩きの好きな人は登山靴も持参するとよい。

(3) 任国で調達した方がよい衣料

特にない。

(4) その他の留意点

衣類はなるべく自分で洗濯できる物を持参した方がよい。

2-2 礼装

(1) パーティー

男性はスーツ、またはブータンの伝統的な衣装であるゴを着用するのが一般的である。女性は極端に派手な物や丈の短いスカートでなければ良い。また、ブータンの伝統的な衣装であるキラを着用する外国人も多い。

(2) 式典

男性はスーツまたはゴ、女性はキラまたはドレスでよい。また、好みであれば着物でもよい。

(3) 冠婚葬祭

プジャ（仏教の法要）が多く（新築、引っ越し、車の購入、位の授与などの時に行う）、それぞれの家が毎年同じ時期（仏教暦）にプジャを行なう。特に服装に注意する必要はなく、日本と同様に考えればよい。

(4) その他の留意点

該当情報なし。

2-3 洗濯、仕立て、修繕、保管

(1) 洗濯

ドライクリーニング店が2軒ある。ただし技術は未熟であり、ときに衣類に損傷を受けることもあるので注意を要する。アイロンおよび電気洗濯機は購入可能である。ウール用の洗剤等は持参した方がよい。

(2) 仕立て、修繕

仕立ては可能であるが布地の品質は良くない。簡単な修繕や裾の直し程度なら問題ないが、男性のスーツや凝ったデザインの物はできない。その他、材料さえ揃えばできる物もある。

(3) 保管

南ブータンは高温多湿であり、保管には十分注意を要する。その他の地域は雨季でも湿度はさほど高くないが、防虫剤は必要である。

3. 住宅

3-1 住宅事情

(1) 一般事情

首都および南部の町 Phuntsholing (プンツォリン) では住宅難が深刻で、安価なアパートを見つけることはかなり困難である。逆に、一戸建て家屋の方が家賃は高くなるが見つけやすい。アパートや一戸建ての家賃は家具付きとそうでないものと異なるが、2年程度の滞在であれば家具付きの方が安く、便利である。一戸建ての3LDKで1ヶ月10,000～15,000ニュルタム、フラットタイプの2LDKで4,000～8,000ニュルタムである。

ブータン人は大家族制で、家族、親類はもちろん、同郷の村人が当地に出てきた折にも必ず自分の家に泊める習慣があるので下宿は一般的ではない。

治安は特に注意を要するほどではないが、空き巣等はあるので、窓のセキュリティーグリルの有無や、一戸建ての塀やゲートには注意を払うとよい。

3-2 ホテル事情

外国人の利用するホテルは数軒あり、ビジネスや公用に来た人は市内中心部のホテルを利用することが多い。市内のホテルであれば最低限の設備は整っており、トイレ、バスタブ、シャワー等も完備されている。温水も特別な事情がない限りは常時出るようになっている。

JICA関係者がよく利用するホテルには下記のものがある。

Druk Hotel (ドゥルックホテル)

電話：22966

FAX：23284

備考：JICA割引可、サービスチャージ15%、サウナ有り、一泊1,200ニュルタム～。

Hotel River View (ホテル・リバービュー)

電話：23497

FAX：23496

備考：JICA割引可、一泊950ニュルタム～。

赴任当初の利用が可能であるが、観光シーズンの(3～5月、9～11月)は旅行者で混み合うので、あらかじめ予約した方がよい。

長期滞在はホテルでも可能であるが、自炊施設のあるゲストハウスの利用がお奨めである。ホテルとほぼ同じ料金であるが、長期になれば10%～50%の割引がある。

3-3 住宅の探し方

斡旋業者はいないので、新聞に広告を掲載したり知人の紹介や口コミで探すしか方法はない。また、敷金、礼金等の習慣もないので、とりあえず前任者の住居に仮入居して、時間をかけて条件の良い物件を探すのもよい。

3-4 住宅の選定上の留意点

公共交通が発達していないため、交通手段の有無が住宅選定のかぎになる。また、家具の入手は非常に困難なので、家具つき住居を選んだ方がよい。

3-5 住宅の契約

一般に、定められた契約の様式はなく、家主と借り手の話し合いで決まることが多い。

敷金、礼金などの習慣はないが、契約書の中には補修条件や退居条件等を盛り込む必要がある。

3-6 電気、ガス、水道などの手続と管理

電気、水道の完備されている家が多く、ガスはプロパンガスを個人で購入するのが一般的である。新規購入の場合は3～4ヶ月待たされることもあるので、既にガスボンベが付いている家を選ぶこと。

家具に保険をかけることは可能だが、家具つき住居の場合は家主が保険をかけるのが一般的である。保険は火災、盗難の他、自然災害も対象になる。

公共料金の支払いは毎月の請求書により、支払窓口で現金かチェックで支払いを行う。自動口座支払い等のサービスはない。

首都や一部の地方都市ではごみの収集を週2～3回行っている。水洗トイレが一般的であり、尿尿処理は行われていない。

3-7 その他

該当情報なし。

4. 医療

4-1 赴任前の準備

(1) 予防接種

破傷風、狂犬病、ポリオ、コレラ、A型肝炎、B型肝炎、日本脳炎などの予防接種が必要である。新生児、乳幼児に対する予防接種（BCG、3種混合など）は、当地の病院でも受けられる。

(2) その他の準備

コンタクトレンズは予備を必ず持参すべきである。眼鏡は当地で作ることも可能であるが、レンズの材質やフレームのデザインはかなり制限されるので、予備を持参するのが無難である。

歯科医院はあるが、設備、衛生面が十分でないことに加え、抜歯することが多いので、治療は赴任前に済ませておいた方がよい。

薬は限られた物しか販売していないので、持病の薬はもちろんのこと、一般的な常備薬についても持参した方がよい。

4-2 医療事情

(1) 医療機関

ティンブー市内には国立のJIGMI DORJI WANGCHUCK NATIONAL REFERRAL HOSPITAL（通称ジェネラル・ホスピタル）とインド駐留軍の病院がある。インド駐留軍の病院はインド人以外でも利用できるが、ブータン人および外国人はもっぱらジェネラル・ホスピタルを利用している。ここには、内科、外科、小児科、産婦人科、歯科、眼科などが揃っており、入院、レントゲン検査、各種臨床検査が可能である。診察料は外国人も無料である。

JIGMI DORJI WANGCHUCK NATIONAL REFERRAL HOSPITAL

電話：22496/22497 FAX：22420

外国人の経営する私立病院はない。

(2) 緊急時の対応と措置

救急車は前述のジェネラル・ホスピタルにあり、24時間態勢で備えている。国内旅行中の病気、または事故の場合は、各県または地域にある病院で応急措置を受け、必要ならば入院もできる。ただし、地方の病院は医師不足や施設が不十分なところもあり、患者はできるだけ速やかに首都に移動させた方がよい。緊急移送の場合は、インド軍のヘリかインドの民間のヘリをチャーターすることになる。

4-3 医薬品など

(1) 携行することが望ましい医薬品

必要と思われる薬はすべて携行することが望ましい。特に打撲症のための湿布薬、虫さされの薬、虫避け、皮膚病に対する薬、酔い止め、子供用のかぜ薬および鎮痛薬は携行した方がよい。

(2) 任国で調達できる医薬品

かぜ薬、頭痛、腹痛薬、鎮痛薬、抗生物質は入手できる。いずれもインド製の薬であり、病院でもらうか市内の薬局で購入する。

(3) 任国で調達できる衛生用品

生理用品、包帯、ガーゼ、避妊具などは入手可能である。

(4) 医薬品を使用する場合の留意点

病院にない薬を薬局で入手する場合は、医師の処方箋を元に購入する。市販の薬はインド製の物が多く、使用期限の過ぎた物もあるので注意すること。

4-4 妊娠、出産、育児

(1) 妊娠した場合の対応

ジェネラル・ホスピタルには産婦人科があり、通常分娩は問題ない。また、異常分娩でも、ひととおりの処置は可能であるが、日本または Bangkok (バンコク) で出産した方が無難である。

(2) 出産後の対応

定期的な母子検診、予防接種は可能である。

(3) 育児

粉ミルク・ベビーパウダーなどは入手可能である。

哺乳瓶・おむつ・ベビー石鹸・乳児用衣類などは日本から持参した方がよい。また、離乳食・乳児用の玩具等の購入は不可能である。

4-5 手術

(1) 任国で可能な手術

軽度の怪我・単純骨折、盲腸などの簡単な手術は可能である。ジェネラル・ホスピタルで手におえない場合は、バンコクはじめ諸外国の、医師・設備ともに整った病院へ送られる。

(2) 手術設備の状況

施設、衛生、技術面で十分とはいえない。

(3) その他の留意点

当地でも可能ではあるが、輸血が必要な場合はバンコクで治療を受けたほうがよい。病院食はブータン風の物で、日本人の口に合わないことも多い。手術の立ち会いはできないが、入院の付き添いは許可されている。

4-6 任国でよくかかる傷病

(1) 一般の疾病

消化器系の疾患およびインフルエンザに注意が必要である。その他、顕著なものはない。

(2) 風土病・伝染病

腸チフス、結核、赤痢、マラリア、肝炎、寄生虫症、ハンセン病、日本脳炎などがある。季節的および局所的な流行はなく、一年を通して発生が見られるようだが、それほど深刻なものではない。細菌性赤痢にかかるケースがあるが、隔離されるようなことはなく、通院治療が普通である。

(3) 有害動物、病害虫

雨季にはハエが大量に発生するが、標高の高い地域では蚊、ブヨ、サンドフライはあまり多くない。ノミ、ダニ、南京虫などは自宅やホテルでも被害に遭うことがある。狂犬病の犬は少ないが、野犬が多いので早朝や夜間の徒歩による外出は注意が必要である。

4-7 保健衛生

(1) 飲料水

水道水は煮沸と濾過を併用するか、ミネラルウォーターの飲用が無難である。ミネラルウォーターは購入可能である。

(2) 濾過器の入手

当地で入手が可能な濾過器は、土やごみを取り去る程度の物であり、バクテリアやウイルスには効果がない。ただし、煮沸して使うのであれば日本から濾過器を持参する必要性はない。

(3) その他の留意点

該当情報なし。

5. 教育

5-1 教育事情

(1) 一般事情

小学校入学前に Pre・Primary が 1 年間有り、5 才から入学できる。学校教育は英語でなされ、国語のゾンカ語は専門の教師が教えている。小学校にも寮があり、家が遠い子供は寮生活をしている。

就学率は 5～12 歳では 67% に達している。残る 33% は家が貧しいこと、子供が重要な働き手であること、学校の数が不足していることが原因している。中学、高校になると就学率はますます低くなる。

教員養成校があり、教師数は年々増えてはいるが、まだまだ足りず、インド人や外国からのボランティア組織に頼っている。

(2) 日本人学校

日本人学校、補習校共がない。

(3) 現地校、外国人学校

首都には小学校 8 校、中高校 2 校があり、外国人子弟の入学も可能である。地方にもそれぞれの学校があり、外国人子弟の入学は可能である。外国人学校はない。

(4) 幼稚園

ティンブー市内に私立の幼稚園が 2 校あり、5 才からの 1 年間と小学校 3 年生までを受け入れている所がある。その後は公立の小学校に編入可能である。

5-2 入学手続および授業料

(1) 日本人学校

なし。

(2) 現地校、外国人学校

小学校は直接学校に行き、校長と面談をして入学が決められる。子供の数に対し学校が少ないため、入学を制限したり、2 部制で授業を行ったりしている。中高校は卒業試験の結果で振り分けられるが、外国人は希望する学校に入学することができる。入学金はなく、授業料は小学校で 100～200 ニュルタム（1 年間）、中高校で 350～450 ニュルタム（1 年間）が必要である。

基本的に 3 学期制で、冬休みは長く 12 月～1 月末までである。

(3) 幼稚園

私立の場合はそれぞれの幼稚園により異なるが、月額約 60 ドルである。

5-3 教育関係施設

(1) 図書館

国立図書館と公立図書館がある。一般人が利用するのは公立図書館であるが、施設、図書数とも整っているとはいえない。

(2) スポーツ施設

プール、バスケットボールコート、卓球場、テニスコート、スカッシュコート、アーチェリー場、ゴルフ場、サッカー場などがある。一部の施設は有料であり、会員制であったりするが、外国人に対する制限はない。

5-4 家庭学習

(1) 家庭教師

英語は当地に住む欧米人に教えてもらうことができるが、その他の教科やピアノ等を習うことはできない。

(2) 通信教育

通信教育を受けたい時には、海外子女教育振興財団が行なっている海外向けの通信教育を受けるとよい。小学校、中学校の国語、数学、理科、社会などが受けられる。詳細については下記に問い合わせるとよい。

インターネット：<http://www.joes.or.jp>

東京本部

住所：〒 105-0000 東京都港区虎ノ門 1-21-17 虎ノ門NNビル 6階

電話：03-3580-2521

関西分室

住所：〒 530-0001 大阪市北区梅田 1-3-1-200 大阪駅前第一ビル 2階

電話：06-344-4318

(3) 携行した方がよい家庭用学習教材

当地で調達できる学習用教材は殆どない。必要な物はすべて携行する必要がある。

6. 家庭の使用人

6-1 一般事情

ブータン人の家庭でも庭師やベビーシッター、家政婦／夫を雇っている。現地語やネパール語しか話せない人が多く、コミュニケーションがうまく取れない等の問題がある。

6-2 運転手

(1) 雇用

運転手は比較的容易に見つけることができるが、信頼の置ける運転手を捜すためには知人の紹介が最善の方法である。

交通マナーの悪い地域ではないので、本人が運転しても問題はない。ただし、地方への出張や旅行の際は、言葉の問題や崖崩れによる道路封鎖等もあるので、知人の運転手を一時的に借りたり、紹介してもらうのがよい。

雇用条件等は本人との話し合いで決める。目安としては1ヶ月の給与が5,000～6,000 ニュルタム、日給の場合は200 ニュルタム、地方に行った場合は宿泊費と食費で更に200 ニュルタム位支払うのが一般的である。

出退勤は夏期は9:00～17:00、冬季は9:00～16:00が一般的で、土日祭日は休みにするのが普通である。休日に出勤させる場合は特別手当を支払う。

(2) 日常管理

ログブックの記帳で走行を管理し、燃料は燃料チェックを購入してそれで支払いを行うのがよい。部品管理、保守点検は修理工場で定期的に行うのがよい。

(3) 教育指導

運転マナーを教えるよりは、マナーの良い運転手を見つける方が早道である。

ブータン人は伝統的衣装の着用が義務づけられているので、制服は必要ない。

(4) その他の留意点

運転免許は直接試験とドライビングスクールの両方で取得することが可能であるが、ドライビングスクールでは整備講習も含めて6ヶ月間の講習を行っており、ここの卒業生を採用するとよい。

6-3 家政婦／夫

(1) 仕事の種類と人数

料理、給仕、皿洗い、洗濯、掃除、買物、子守等をやってもらえる。

(2) 雇用

友人、知人の紹介により雇用するのが無難である。ただし、1988年3月の不法外国人労働者の国外退去令により、家政婦／夫の雇用は難しくなっている。

契約事項は主に賃金と勤務時間である。条件は雇用主により様々である。

(3) 日常管理

友人、知人より紹介された人であれば、管理上の問題は殆どなく、解雇の際もトラブルになることはない。

6-4 庭師、ガードマンなどの雇用

(1) 雇用

庭師は大家に紹介してもらうか、または賃貸契約の際に庭の手入れの事を取り決めるのがよい。必要に応じて臨時に雇用する事も可能である。ガードマンは不要である。

7. 交通事情

7-1 交通手段

(1) 一般事情

： 主要な町は舗装道路で結ばれているが、雨季はいたるところで土砂崩れによる道路封鎖があり、雪による通行止めもある。交通機関はタクシーとバスが一般的である。長距離タクシーの中には整備不良の車が多いため、タクシーを利用する際は、電話で運転手を指定して呼ぶのがよい。バスは大型の古い車よりも、割高になるが新しいマイクロバスを利用する方がよい。

(2) 自家用車を利用する場合

全土が山であり、カーブが連続する道が多いため、長距離運転はさけると共に定期点検を怠らないことが重要である。また、給油できる場所も少ないことから、燃料は常に満タンにしておくよう留意すること。

(3) レンタカーなどを利用する場合

レンタカー会社はないが、旅行代理店では運転手付きで車を貸してくれる。1日の料金は車種と走行距離によるが、およそ500ニュルタムから借りることができる。

(4) 道路地図

首都の地図は購入可能である。5万分の1の地図は政府の許可がないと購入できない。

7-2 交通事故

(1) 対処方法

まず警察に連絡する。けが人がいる場合はジェネラル・ホスピタルに連絡して救急車を呼ぶ。事故現場は警察がくるまで現状を維持すること。小さな事故であれば示談処理もありうるが、自分で処理せずに警察を通す方がよい。

(2) 救急病院

首都のジェネラル・ホスピタルがある。詳細は4-2 医療事情 の項を参照のこと。

(3) 盗難

盗難は殆どないが、万が一盗難にあった場合は警察に届ける。警察は県境で全ての車輛をチェックしているため、見つかる可能性は高い。

7-3 交通違反

(1) 交通法規

左側通行である。日本と殆ど同様であるが、交差点がランナバウトになっていたり、進行方向と同方向にしか駐車できなかつたり、クラクションを鳴らしてはいけない区間があったりする。また、一方通行区間や駐車禁止区間があり、標識が立ててあるが、見づらい物や非常に小さい物があるので注意が必要である。

交通法規ではないが、後ろの車に道をゆずるときに右側のウインカーを点滅させたり、手信号で追い抜いても安全か否かを知らせてくれる習慣がある。はじめは意味が分からず戸惑うこともある。

(2) 対処方法

交通違反の取締りや免許証のチェックを頻繁にやっている。ワイロの要求や不当な逮捕等はなく、事故や違反があった場合は素直に警察の指示に従うのが肝要である。また、警察官の中には英語の話せない人もいるので、言葉が通じない場合は周りの人に協力を

求める必要がある。

7-4 車の修理

(1) 部品

平成9年から新車以外の輸入ができなくなった。現地で購入できる日本車はトヨタ車（ランドクルーザー、ハイラックス、プラド、クレシーダ）と三菱パジェロのみである。その他インドで生産されている車を購入することが可能である。これらの車の部品であればある程度入手可能であるが、それ以外の車を輸入したり、知人から購入した場合はパーツを個人で調達する必要がある。

(2) 修理工場

主な町には民営の修理工場があるが、信頼性は高くない。

8. 通信

8-1 電話

(1) 一般事情

主要都市の殆どの地域は電話が普及しているが、回線が不足しているところや、加入が難しい地域もある。

(2) 国内電話

国内通話には全く問題はない。通話料金は地域毎の料金が設定されており、市内通話は1回1ニュルタムである。

(3) 国際電話

日本への国際通話はダイレクトにかけることができ、通話状態は非常によい。通話料金は昼間が1分間81ニュルタム、その後10秒毎に13.5ニュルタム、夜間が1分間57ニュルタム、その後10秒毎に9.5ニュルタムである。

8-2 電信

(1) ファクシミリ

家庭の電話回線に取り付けることが可能である。国内および日本との送受信は問題ないが、インドとの通信は回線の状態が悪く難しい。

(2) テレックス

TELECOM（電話局）でThimphu（ティンブー）→Phuntsholing（プンツォリン）間のみ使用が可能である。

(3) 電報

郵便局から国内および海外に電報を打つことができる。

(4) インターネット

国内にはプロバイダが無いので、赴任前に日本のプロバイダに加入しておき、それを利用することをすすめる。インドのプロバイダを使う方法もあるが、インドへの回線状態は悪く、すすめられない。

8-3 郵便

(1) 一般事情

中央郵便局はティンブー市内のほぼ中央にある。日本からの郵便は、航空便が7～14日、船便が2～3ヶ月程度で届く。希に手紙や小包の紛失がある。小包はDHLかEMSを利用すれば早く、確実に届く。日本から小包を送る場合は、内容物を英語で書くと内容検査を省略してもらえる。

BHUTAN POST

電話：22296/22281

(2) 課税

個人使用の物であれば課税されない。電気製品等は免税書類の提出を求められることがあるが、JICA関係者は免税書類の取得が可能である。

9. マスコミ

9-1 新聞

(1) 主な日刊紙

日刊紙はない。週刊紙の「Kuensel」があり、1部6ニュルタムで町の書店で買えるほか、個人宛に郵送もしてくれる。年間購読料は357ニュルタムである。

インドの新聞はティンブー市内の書店で注文可能である。

(2) 本邦日刊紙

OCS に送付手配できる。所要日数は1週間～10日で、オフィスへの配達が可能である。

(3) 欧米紙

該当情報なし。

9-2 ラジオ

(1) ラジオ放送局

放送局はBhutan Broadcasting Service (BBS) 1局だけである。

周波数は、60メーターバンド、5025キロヘルツ、またはFM96 (ティンブーのみ) である。平日の放送時間は、17:00～21:00 までである。

(2) ラジオジャパン

時間帯により周波数は異なるが、朝のニュース (6:00～6:30、8:00～8:30 が日本語、7:00～7:30 は英語) は16メーターバンド、17845キロヘルツで聴取できる。多少雑音は入るが、十分聴き取れる。

(3) 任国で聴取可能なその他の外国放送

BBC、ラジオ・オーストラリア、VOAのほか、近隣諸国の放送も多数聴取できるが、ラジオの性能によるところが大きい。

9-3 テレビ

(1) テレビ放送局

テレビ放送局はない。

(2) テレビ受信

南部では、バングラデシュおよびインドのテレビ放送を受信できるところもあるが、一般家庭でテレビを見ることは禁止されている。

10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ

10-1 映画、演劇

(1) 映画館

ティンブー市内の中心部に1館ある。連日上映しており、上映作品の大半はインド映画である。

(2) 劇場

伝統舞踊の劇場が近日中に完成する予定である。

10-2 出版、書籍

(1) 一般事情

英語の本を買う場合は、インドの書籍販売店にとり継いでもらう、直接出版社に注文するなどの方法があるが、支払いは面倒である。OCSを使って日本から航空便または船便で送ってもらう方が無難である。

(2) 書店

当地に3軒あるが、インド、ネパールの雑誌が主である。英語の雑誌には「Newsweek」、「Time」、「Aisan Week」がある。

10-3 語学学習

(1) 語学学習施設

なし。

(2) 家庭教師

知人に依頼して英語教師を見つけることが可能である。

10-4 文化活動、文化施設

(1) 一般事情

パロに博物館があり、ティンブーには動物園がある。動物園には数頭のターキン（偶蹄目ウシ科）と鹿がいる。

(2) 日本・任国友好協会などの有無と活動の内容

日本・ブータン友好協会がある。日本では東京と神戸に別々の組織があり、それぞれ独自の活動を行なっている。

兵庫県からは救急車と消防自動車があ国政府に送られた。また、東京では日本でのブータン人技術研修生に対して積極的に支援活動を行なっている。

そのほか、和紙すきを通して交流している島根県ブータン友好協会、アジア大会で当国を支援した広島市船越公民館の交流グループがある。

(3) その他の文化活動、文化施設

ティンブーでは年に1度、秋に大きな祭り（チェチュ）がある。この種の祭りは全国各地でみられるが、当地とパロでの祭りは特に有名であり、観光の目玉となっている。

10-5 写真、ビデオ

(1) 写真

フィルムは、日本製、韓国製のASA100、36枚撮りが購入可能である。価格は1本120ニュルタムである。

カラーフィルムの現像、焼き増しは当地のカメラショップで可能である。現像は1枚約5ニュルタムであるが、現像液が古く、全体的にセピア色になることもあるので、

日本に送付したりバンコクで現像する人が多い。

スライドの現像およびプリントはできない。

アルカリ電池以外のカメラ用小物は購入できない。ただし、カメラは通信販売で購入することが可能である。

(2) ビデオセット

ビデオデッキ、テレビは、バンコクの通信販売を利用して購入するのが一般的である。当地にはビデオテープのレンタルショップが数軒ある。ヒンディー映画が多く、英語の映画も若干あるが、いわゆる名作、大作といわれる作品は少ない。

日本からビデオテープを送ってもらうことは可能で、通関の問題はない。

(3) 各種テープ

該当情報なし。

10-6 音楽鑑賞、演奏、民族楽器

(1) 音楽会、コンサート

民族音楽のコンサートは不定期に開催されている。一般にロックミュージックのコンサートは許可されていない。

(2) コーラス、演奏グループ

外国人が同好会をつくっており、邦人の参加も可能である。

(3) ピアノなど

国内に数台しかなく、レンタル、リースは困難である。インドで購入し、輸送することは可能だと思われるが、詳細は不明である。

(4) CD、レコードなど

CD、レコードは数が少なく、インドの曲がほとんどである。欧米の音楽やインド、ブータン音楽のカセットテープが販売されている。

(5) 民族楽器

小さなラッパの Jaling、スイスホルンのような Dung、たて笛、横笛 (Lime)、シンバル (Rame)、ホラガイ (Dung)、大正琴のような美しい音色の Yanchen、三味線のような Damngye がある。

教えている施設はないが、個人から習うことは可能である。

(6) その他の楽器

アコースティックギターの購入が可能である。

10-7 手芸、絵画、美術工芸

(1) 手芸

綿、羊毛、絹を使用した手織物が有名で、そのための道具の購入も可能である。民族衣装や伝統的な織物も昔と変わらない方法で製作されている。カルチャースクールのようなものはないが、個人から染色や織りを習うことは可能である。

(2) 絵画、美術工芸

ティンブー市内や観光地のみやげ品店では絵画、仏画、お面等が販売されている。また、伝統美術学校でも生徒の作品を販売している。

10-8 趣味

(1) 園芸

野菜の種子、苗、ごく限られた花の種子は農業局で購入が可能である。また、自宅に花壇や菜園を持つ家庭が多く、個人から分けてもらうことも可能である。ティンブー市内には観葉植物を販売する店が1軒有り、植木鉢は雑貨店で購入できる。

(2) 釣り

川でのルアー釣りが一般的である。ただし免許を取得する必要がある、免許の有効期間は1年、半年、3ヶ月、一日券がある。1年間有効な物は500ニュルタムである。川釣りには禁漁期、禁漁区、体長制限、生き餌の禁止等様々な制約がある。対象魚はブラウントラウト、鯉の一種、ナマズの仲間など。ボートはない。糸と釣り針は販売されているが、釣り道具は全て日本から持参するのがよい。

10-9 娯楽、遊戯など

(1) 娯楽、遊戯、ゲーム

休日に郊外へハイキングやピクニックに行くのが一般的な娯楽である。

その他、伝統的なゲームや映画がある。

(2) レジャーランド、娯楽場、遊園地

ビリヤード場が1軒ある。年会費1,000ニュルタム、1時間会員は50ニュルタム、非会員は100ニュルタムでプレーできる。

(3) ディスコ、カラオケ

ティンブー市内に「クラブX」というディスコが1軒ある。

10-10 スポーツ

(1) ゴルフ

The Royal Bhutan Golf Club と軍の施設の中のゴルフコースの2ヶ所がある。会員制であるが一日だけのプレーも可能である。レンタルクラブもあるが、ゴルフ用品は日本から携行するか、通信販売で購入するのがよい。外国人は年会費500ドル、1日のプレーフィーは25ドル。4月から12月までプレーが可能である。

(2) テニス

ティンブー市内にはテニスクラブに3面、インド大使館に2面、警察の宿舎に1面のコートがある。テニスクラブは会員制で年会費は900ニュルタム、非会員でも50ニュルタム払えばプレーできる。年に3~4回、大会が開かれている。

テニスボールやラケットはインド製品がある。スポーツシューズはインド製品や韓国製品が購入可能であるが、テニス専用の物はない。

(3) 水泳

当国唯一のプールがティンブーにある。温水プールだが6月~9月だけのオープンである。半年間の会費は2,500ニュルタム、一回の使用料は50ニュルタムである。

水質があまり良くないので、ゴーグルを着用した方がよい。

(4) その他のスポーツ、用具、ウェア

もっともポピュラーなスポーツはブータン式アーチェリーである。これは、的との間隔が120~140メートルもあり、的は小さい。弓矢は竹製と洋弓がありどちらも購入可能である。

そのほか、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バトミントン、スカッシュも普及しつつある。これらの専門的なウエアや高級な用具を購入することはできないが、安価な物であれば購入は可能である。

(5) スポーツクラブなど

スポーツクラブはないが、エアロビクスとマシントレーニングのできる場所はある。両方ともサウナに併設されているものであり、施設も器具も満足いくものではない。その他テコンドーのクラブがあり、子供から大人まで習うことができる。

10-11 子供の遊び

遊具、玩具の購入は難しい。テレビゲームは販売されていない。

11. その他のサービス

11-1 金融機関

Bank of Bhutan と National Bank がある。Bank of Bhutan は本店がプンツォリンにあり、全国に 27 ヲ所の支店がある。National Bank はティンプーの本店のみである。両行ともドルおよび現地通貨で口座を開設することができる。また、ニューヨークの口座からの送金も可能であり、ニューヨーク東京三菱銀行に FAX で送金依頼した場合、3 週間から 1 ヲ月で入金される。ドル口座には金利はつかないが、毎月 500 ドルまでは現金で引き出すことが可能である。それ以上の場合は TC による引き出しになる。

11-2 コンピュータ

IBM 互換機は現地での購入、修理が可能である。ただし、ノート型は修理ができないこともある。プリンタはヒューレットパッカード (HP) 社の物が一般的であり、購入、修理が可能である。Apple 社製品は通信販売で入手できるが、修理はできない。

マウス、フロッピー、HP 社製プリンタのトナー等の購入は可能である。

11-3 美容院・理髪店

外国人が利用できる美容院は数軒あり、カットおよびパーマができる。料金はカット 15~50 ニュルタム、パーマはインド製液を使用して 250~450 ニュルタムである。

12. 観光

12-1 地方旅行上の留意点

ティンブー市内から旅行する場合、外国人は検問所で通行許可証を提示しなければならない。この許可証は当地の法務局に行けば約 1 週間で発行してくれる。ただし、Paro (パロ) に行くときの検問所では通行許可証は必要ない。また、南部地域の場合は特別通行証が必要になり、ブータン側の意向で発行されないこともある。

Phuntsholing (プンツォリン) を経由してアッサム道路を通り、再び Samdrup-jongkhar (サンドップジョンカー) より当国に入ろうとする場合は、インドを通過する特別通行許可証 (インナーパーミット) が、インド・ビザとは別に必要となる。この許可証は当国のインド大使館より発行されるが、申請してから発行されるまで最低 8 週間を要する。また、最近のアッサム地方の治安の悪化から、ブータン駐在員事務所では JICA 関係者のアッサム道路の利用は許可していない。

西部、中部、東部地域は比較的治安状況が安定しているが、南部、国境沿いの町には多少不安定なところもあり、注意が必要である。

12-2 主要観光地・保養地ガイド

パロでは絶壁の岩の中腹にあるタクツァン寺 (虎の巣寺院)、さらに北へ行くとチベット軍と戦った際の砦となったドゥゲル・ゾン (ゾン=城。行政府と寺院を兼ねたような建物) があり、ここからは華麗な姿で有名なジョモラリ山も展望できる。また、パロ・ゾン (通常は許可がないと入れない) や博物館もある。

ティンブー近郊では当国でいちばん古いといわれるシムトカ・ゾン (1629 年建設)、当国の政治、行政、宗教の中心であるティンブー・ゾン (別名タシチョ・ゾン) がある。

ティンブーから約 20 キロメートル東へ行くと、標高 3,000 メートルのドチュラ峠があり、北方にチベットとの境をなすブータン・ヒマラヤの雄姿をみることができる。更に車で 1 時間ほど行くと Punakha (プナカ) の町に着き、川の中州に立てられたプナカ・ゾンを見ることができる。また、プナカから北へ進むと、Gasa (ガサ) の近くに温泉がある。

その他、当地の旅行代理店が 1 日～1 ヶ月までのトレッキングをアレンジしてくれる。民芸品は織物が有名で、主要な観光地やホテルで購入することができる。

ホテル名	備考 (N=ニュルタム)	電話
Hotel Druk (ホテル・ドゥルック)	パロ空港近く。1 泊 1,200 N～	29120
Zangtopepli Hoteru (ザントペルリ・ホテル)	プナカに近い。1 泊 1,000 N～	29410
Hotel Druk (ホテル・ドゥルック)	プンツォリンの中心部。1 泊 700 N～	52426/52110

12-3 旅行

(1) 自動車

レンタカーは運転手付きで借りた方がよい。通常レンタカー代には運転手の日当やガソリン代が含まれており、1 日 30～50 ドルが普通である。

所要時間はティンブー～パロ (57Km) 1 時間半、ティンブー～プナカ (67Km) 2 時間、ティンブー～プンツォリン (174Km) 6 時間、である。

(2) バス

ティンブーから主要都市へはかなりの本数が運行しているが、大型バスは古い車両が多く、小型のマイクロバスの方が割高にはなるが安全で快適である。

長距離バスはバスターミナルでチケットを購入し、座席指定をすることができる。

(3) 鉄道

なし。

(4) 航空機

国内線は運行していない。

12-4 旅行代理店

ティンブー市内には旅行代理店が数軒有り、宿舎、ガイド、車の手配などすべて代行してくれる。各旅行代理店の格差はそれほど無いが、中にはボランティアだけは格安でアレンジしてくれるところもある。

12-5 ホテルなど宿泊施設の手配

ティンブー市内および地方の宿泊施設は、電話で直接予約することが可能である。ただし、観光シーズンは混雑するので早めに予約する必要がある。また、ホテルには AMEX、VISA などのカード使用の可否を事前に確認する必要がある。

13. 治安、緊急時の心得

13-1 暴動、クーデターなど

(1) 緊急時の連絡

緊急時は、緊急連絡網を使って電話で JICA 関係者に連絡を取ることになる。現在の状況では非常事態が起こる可能性は低い。

13-2 強盗、盗難

(1) 一般的治安状況など

強盗や殺人が起きる可能性は低い、ホテルなどでの財布や貴重品の盗難はありうる。したがって、貴重品は常に携帯するか、鍵のかかるスーツケースに保管するのがよい。夜間にひとり歩きをしても、暴漢に襲われるようなことはない。

(2) 防犯対策

住宅にガードマンは必要ないが、夜間および留守にする際には必ず錠をかけること。また、入り口は南京錠であることが多いが、シリンダー錠に交換するとより安全である。1階の部屋には窓に鉄格子が必要である。新規に取り付けるにはインドに注文しなければならないので、既に鉄格子のある部屋を選んだ方がよい。

番犬を飼っている家が多いが、放し飼い状態なので番犬として役に立っているかどうかは疑問である。

(3) 被害時の心得

被害に遭ったら、速やかに警察に届けること。町が小さく人口も少ないため、盗まれた物が戻ってくる確率が高い。

13-3 火災、風水害、地震

(1) 一般的災害発生状況など

十数年前にパロで大洪水が、1994年10月にプナカで氷河湖決壊による大洪水が起きている。小さな地震が2～3年に1度の割合で起きている。他の自然災害は少ない。

(2) 防災対策

住居や家財に対する火災・自然災害保険がある。

防災施設は特にないが、火災が起きることを想定して、消火器の設置は有効だと思われる（消火器はティンプーで購入可能）。

東部地域に居住する場合は崖崩れや雪で生活物資が途絶えることがあるので、食料の備蓄が必要である。

(3) 被災時の心得

暴動などが起きる可能性は低い、二次災害を引き起こさないためにも噂に翻弄されず、冷静に JICA 事務所と連絡を取ること。

14. 出入国手続および帰国手続

14-1 入国時

(1) 空港施設概要

空港施設は非常に小さいため、特にコンタクトポイントの必要はない。

(2) 入国手続書類

パロ空港に到着したら、入国カードと税関申告書を提出する。

(3) 入国審査

入国ビザのある人はそのまま入国審査のカウンターへ、ビザのない人は窓口で取得してから入国審査を行なう。空港でのビザの申請には20ドルとパスポートサイズの写真2枚が必要である。

入国の目的、公用であれば所管官庁はどこかをはっきり告げなければならない。

(4) 税関検査

特に厳しくはない。荷物は内容を調べられる。カメラ、電化製品は申告が必要で、この控えは出国の際に必要なになるので紛失しないよう注意すること。

(5) 空港内での留意点

該当情報なし。

(6) 空港からの主な交通手段

迎えがない場合はドゥルック・エアーのリムジンサービス(100ニュルタム)を利用する。ティンブー市内までの所要時間は約1時間30分である。空港にはタクシーは殆どいない。

(7) その他の留意点

空港には警察、ドゥルック・エアーの職員もいるので、盗難や病気の場合は必要な処置をとってくれる。

当国ではインド・ルピーが等価で使えるため、ルピーを持っていれば当面はそれを使い、銀行またはホテルで必要に応じてニュルタムに交換すればよい。

空港ではホテルの予約はできないが、春と秋の観光シーズンを除けば空き部屋はある。空港内に公衆電話はない。必要な時は空港のおみやげ物品店で電話を借りる。

14-2 出国時

(1) 出国時の概要

入国時と同様であるが、飛行機が小さいので機内に持ち込める荷物は制限される。仏具の中には国外に持ち出せない物があるので注意が必要である。

(2) 出国手続上の留意点

入国の際の持ち込み品申請書の控えが必要になる。再入国に関し、当国のビザがシングルかマルチプルかを確認しておく必要がある。

14-3 帰国手続

(1) 帰国時に必要な事務手続

日本からPTAで航空券が送られてくる場合、当地へは届かずデリーまたは近隣国のJICA事務所宛となる。また航空券を当地旅行代理店を通じて購入することはできるが、ドゥルック・エアー以外の航空券については取得までに時間がかかることや、予約確認がされないなど不確実さがある。

(2) 車の処分

車の買い取り業者はないので、個人に売却するしか方法はない。ブータン人はドルでの支払いができないため、当地で働く外国人が対象となる。新聞やUNDP事務所の掲示板に広告を出す方法や口コミによる方法がある。免税特権を持っている外国人に売却する場合は税金はかからない。課税率はインドからの物は5%、その他の物は30%である。課税率は1年毎に6%ずつ下がるので5年後には0になる。

(3) 家財道具の処分

家財道具は、特別なものを除いて当地で処分した方がよい。また、日本へ送付する場合は、DHL、EMS等を使うと早く確実に届く。

(4) 住宅の明け渡し

家主への通知は、契約内容にもよるが通常1ヶ月前である。

(5) 外貨持出し規制

ドル口座所有者のドル現金引き出しは1ヶ月500ドルが限度である。500ドル以上はドルまたは円のTCで引き出すことが可能である。ただし、円のTCは銀行にないことが多い。

外国から送金されたドルについての持出し規制はないので送金も可能である。

15. 私財の輸送、引き取り、購入

15-1 家財道具

(1) 輸送業者

民間業者が数社あるが、大蔵省税関事務所も代行してくれるのでこれを利用できる。ただし、インドのカルカッタまで陸送の後は船便となるので、日本に着くまでに6ヶ月以上かかることもある。

(2) 輸入手続

日本からのアナカンはカルカッタまでである。本人が当国到着後、船荷証券 (B/L)、インボイス、パッキングリストを添えて大蔵省に輸入許可証の申請を出す。免税書類は3~4日でできる。大蔵省はこの許可証をカルカッタのブータン税関事務所へ送る。

ブータン税関では、インドの税関通過とカルカッタから当国までの輸送を行なってくれる。通関に必要な手数料、およびカルカッタからプンツォリンまたはティンプーの税関事務所までの輸送料は個人負担となる。

(3) 輸入荷物の受取り港

船便はすべてカルカッタを経由してくる。送料がカルカッタまでのものか、ティンプーまでを含むかを確認する必要がある。送料がカルカッタまでの場合、ティンプーまでの輸送を個人でアレンジしなければならない場合もある。

(4) 家財道具の購入

家具店があり、発注、購入ができるので、特に日本から運ぶ必要はない。ただし、発注する場合は時間を要するので家具店を選ぶこと。

15-2 自動車

(1) 一般状況

外国人は輸入台数の規制はないが、ブータン人、外国人共に新車以外の輸入はできない。日本から輸入するのであれば、部品調達の便や道路状況などから、トヨタ、三菱の排気量 2,000cc 以上の四輪駆動車が適している。また、坂道が多いのでトルクのあるディーゼル車が良い。

現地の業者を通しての日本車購入も可能だが、納車までに最低でも6ヶ月はかかる。インド車も購入可能であるが、耐久性、信頼性を考えると日本車の方が無難である。

(2) 輸入手続

日本で車を購入して送る場合は、当国到着後、ほかのアナカンと同様、大蔵省より輸入許可証を取得し、これをカルカッタの税関事務所へ送れば、必要な手続きをしてくれる。当国に輸送される間に部品やスペア・パーツが盗難にあう危険性があるので、送付をティンプーまでとして保険をかけた方がよい。送付をティンプーまでにするるとカルカッタ~プンツォリン間をトラックで運んでくれるので、自走よりリスクが少なくなる。

(3) 任国での購入

前任者、外国人、ブータン人から購入するいずれの場合も特別な許可や制限はない。ただし、ブータンには中古自動車を扱う店はない。

(4) 自動車登録

まず保険に加入する。登録には保険の証明書が必要である。あとは申請書に記入し、税関事務所へ登録する。費用は年間の自動車税が 500 ニュルタム、登録料が 15 ニュル

タムほどである。登録手続は1～2時間で終わる。1年ごとに更新が必要である。
ナンバープレートは個人使用、タクシー、政府公用、外交官用の別がある。

(5) 免許証取得

日本の運転免許証があれば、すぐに当国の免許証が発行される。申請時にはパスポートサイズの写真3枚が必要である。

車検は年に2回(6ヶ月毎)行なわれる。交通警察官がブレーキ、ライト、ワイパーなどを自ら運転して点検する。点検が終わると保険と税金の書類をチェックして終了する。車検料は20ニュルタムである。

(6) 保険、税金

保険は、半官半民の Royal Insurance Corporation of Bhutan (RICB) が取り扱っている。補償対象の範囲によっていくつかの種類がある。

税金は自動二輪、自動車、トラックの3種類に分かれている。

16. 社交

16-1 風俗習慣

ブータン人は礼儀を重んずる人々であり、慎み深い態度で接すれば好感を持たれる。また、ブータン人は概してもてなし上手であり、いつ何時訪れようが、手厚く歓待してくれる。改まって招待されるようなことは少ないが、時にはこちらから訪れると喜ばれる。その際、夫人はあまり表に出てこない。食事の時も夫人と子供は台所などで食している。

こちらがブータン人を招待しても、夫婦揃って来てくれることは稀である。

16-2 パーティーでの留意点

パーティーの性格にもよるが、主賓より先に帰ってはならない。

夫婦同伴のパーティーは少ない。

16-3 来客時の留意点

ブータン人はコーヒーをあまり飲まないで、ミルクティーを出すのが一般的である。またはビールでもよい。彼らは話し好きで、時間はあまり気にしない。

16-4 訪問時の留意点

必ずといってよいほどバター茶でもてなされる。バター茶は3～4杯のおかわりをするのが礼儀のようである。ミルクティーとは違い、塩味であるため何杯かは飲める。断っても強引に注いでくれるのは歓待を意味するもので、飲めない時はそのまま口をつけずに置けばよい。

16-5 禁止されている言動

指を差して話すのは失礼にあたる（けんかの時にこのような仕草を見かける）。

17. 任国官公庁

官公庁の執務時間は3月から10月までは9:00~17:00、11月から2月までが9:00~16:00となっている。

滞在中に関係すると思われる省庁は次の2つである。

内務省……IDカード、通行証の発給

外務省……ビザの発給

18. 在外日本関係機関など

JICA/JOCV 駐在員事務所

P.O.Box217 Thimphu BHUTAN

TEL:22030/23218

FAX:23089

19. 地方都市

地方都市としては Paro (パロ)、Punakha (プナカ)、Phuntsholing (プンツォリン) が比較的大きいが、人口は5千人から2万人程度である。いずれも首都 Thimphu (ティンプー) から2時間～6時間の範囲である。

長期専門家は派遣されていない。

任国情報をご利用の皆様へ

この任国情報は政府間技術協力のために開発途上国へ赴任する JICA 派遣専門家および JICA 役職員等が任国への入国および滞在するために必要とされる情報、とくに生活情報を提供するものです。

専門家および JICA 役職員等は、技術協力協定や要請文書などの国際約束により、税金の免除等一定の義務が免除されるなどの特別の条件が付与されています。

本情報は、これらの条件に基づいたものであることを、あらかじめご了解願います。

-----アジア地域-----

1. バングラデシュ
2. ブータン
3. ブルネイ
4. カンボディア
5. 中華人民共和国
6. インド
7. インドネシア (ジャカルタ、バンドン、
ジョグジャカルタ、メダン)
8. 大韓民国
9. ラオス
10. マレーシア
11. ミャンマー
12. ネパール
13. パキスタン
14. フィリピン
15. シンガポール
16. スリ・ランカ
17. タイ (バンコク、チェンマイ、コンケン)
18. ヴィエトナム
19. モンゴル

-----中近東地域-----

1. アルジェリア
2. バハレーン
3. エジプト
4. イラン
5. ジョルダン
6. クウェイト
7. モロッコ
8. オマーン
9. カタル
10. サウディ・アラビア
11. スーダン
12. シリア
13. テュニジア
14. トルコ (アンカラ、イスタンブール)
15. アラブ首長国連邦 (ドバイ、アブダビ、7M712)
16. イエメン (サナア)

-----太平洋地域-----

1. フィジー
2. キリバス
3. ミクロネシア
4. バラオ
5. パプア・ニューギニア
6. ソロモン諸島
7. ヴァヌアツ
8. 西サモア
9. トンガ
10. マーシャル諸島

-----欧州地域-----

1. カザフスタン
2. キルギス
3. ポーランド
4. タジキスタン
5. トルクメニスタン
6. ウズベキスタン
7. ハンガリー
8. ブルガリア

-----アフリカ地域-----

1. ベナン
2. ブルンディ
3. カメルーン
4. カーボ・ヴェルデ
5. コモロ
6. エチオピア
7. ガンビア
8. ガーナ
9. ギニア
10. ギニア・ビサウ
11. コートジボアール
12. ケニア
13. リベリア
14. マダガスカル (アンタナナリボ、アンチラナナ)
15. マラウイ
16. モーリシャス
17. モザンビーク
18. ニジェール
19. ナイジェリア
20. ルワンダ
21. サントメ・プリンシペ
22. セネガル
23. セイシェル
24. ソマリア
25. タンザニア (ダルエスサラーム、ザンジバル)
26. トーゴ
27. ザイール
28. ザンビア
29. ジンバブエ
30. スワジランド
31. ボツワナ
32. エリトリア

-----中南米地域-----

1. アルゼンティン
2. ボリヴィア (ラ・パス、サンタクルス)
3. ブラジル (ブラジリア、サンパウロ、リオデジャネイロ、
ポルトアレグレ、ベレーン)
4. チリ
5. コロンビア
6. コスタ・リカ
7. ドミニカ共和国
8. エクアドル
9. グレナダ
10. グアテマラ
11. ホンデュラス
12. メキシコ
13. パナマ
14. パラグアイ (アスンシオン、エンカルナシオン)
15. ペルー
16. セント・ルシア
17. トリニダッド・トバゴ
18. ウルグアイ
19. ヴェネズエラ
20. ニカラグア
21. ジャマイカ

「任国情報（ブータン） 1997年版」

平成10年2月28日発行

編集・発行所 国際協力事業団 国際協力総合研修所

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10番5号

電話 (03)3269-2357

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

